

現場代理人の常駐緩和特例措置について

令和 7 年 1 0 月 1 日

燕市総務部用地管財課

燕市建設工事請負基準約款第 1 2 条第 3 項により、以下に定める条件に該当し、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合には、工事現場における常駐緩和の特例措置として現場代理人の兼任を認めることとします。

1. 緩和の措置が適用される条件

- (1) 燕市発注の建設工事であること。
- (2) 兼任する工事が 3 件以内であること。
- (3) 兼任する工事の 1 件当たりの当初契約金額が 4, 5 0 0 万円未満であること。
- (4) 兼任する工事の当初契約金額の合計が 9, 0 0 0 万円未満であること。
- (5) 兼任しても影響が少ないと担当課が認めた工事で兼任する工事が特記仕様書などにより兼任不可となっていない場合に限るものであること。
- (6) 適用期間は当分の間とする。
- (7) 兼任する工事が諸経費調整を行う近接工事の場合、現場代理人を兼任できることとする。(契約金額の上限は設けない。)

2. 現場代理人が兼任する場合の手続き

- (1) 受注者は、兼任する工事のうち最後に契約した工事の監督員に、工事着手届提出時に併せて現場代理人兼任届を提出し、それ以前に契約した兼任先の工事の監督員にも現場代理人兼任届を提出することとします。
- (2) 受注者は、現場代理人兼任届を提出した後に現場代理人を変更した場合で、変更後の現場代理人に兼任がある場合は現場代理人及び主任技術者等通知書提出時に併せて現場代理人兼任届を提出することとします。
- (3) 現場代理人兼任届を提出した後に、現場代理人の変更以外で同届の内容（兼任する工事の終了、各工事の契約金額・完成期限等）に変更等が生じて受注者は同届の再提出を行う必要はないこととします。

3. 注意事項

兼任している現場代理人が他の工事現場に滞在している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実に行うなど各現場の施工管理・安全管理に引き続き万全を期してください。

4. 適用日

令和 7 年 1 0 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用する。

(問い合わせ先)
燕市総務部用地管財課契約管理係
0 2 5 6 - 7 7 - 8 3 3 2